

6. 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令(平成 15 年 5 月 30 日厚生労働省令第 101 号)の規定に基づく検査方法により行います。

なお、水質検査機関については、下記「8. 水質検査の自己／委託の区分」のとおりです。